

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるとその翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

水質汚濁に係る環境基準の指定 (環境政策課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (経営流通課)

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正 (労政能力開発課)

土地改良区の役員の就退任 (二件) (農村整備課)

県営土地改良事業計画の決定 (三件) (〃)

都市計画法第六十六条による告示 (三件) (都市計画課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

◇ 正 誤 平成八年三月鳥取県公報第六千七百六十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百七十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	平成八年三月二十八日
医療法人 イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	平成八年四月一日
医療法人 耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	〃
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八	〃
橋本外科医院	鳥取市大代二〇四一三	〃
阿陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八二一十二	〃
鳥取県立皆生小児療育センター	米子市上福原一七五一一	〃
後藤内科医院	米子市西三柳五区四五一八一三	〃
医療法人 中曾産科婦人科医院	米子市西福原四丁目八四一	〃
医療法人 提嶋外科クリニック	米子市上福原五七八一六	〃
佐野皮膚科	米子市夜見町一九二四一三	〃
白石医院	米子市安倍二一九一三	〃
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目一	〃
河本医院	倉吉市津原三九二一	〃
医療法人 井東医院	倉吉市新陽町二二二	〃
医療法人 松野医院	境港市京町三五	〃
岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富六五二	〃
医療法人 板倉整形脳外科医院	八頭郡郡家町大字郡家五九五一五	〃

医療法人 耳鼻咽喉科 岡田医院花主張診療所	八頭郡那家町大字花二九四	平成八年四月一日
中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋一七四〇	〃
湯川医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七一一	〃
医療法人 佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一	〃
普醫院	西伯郡大山町大字安原一〇五七一	〃
石見診療所	日野郡日南町大字上石見七六六一二	〃
飛田医院	日野郡溝口町大字溝口二四三一一	〃
医療法人 米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	〃
けい歯科クリニック	米子市安倍九七一五	〃
医療法人社団 今井歯科クリニック	米子市上後藤四丁目一四一一〇	〃
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八	〃
佐治村国民健康保険診療所内科	八頭郡佐治村大字加瀬木二二七一一	平成八年四月二日
さむら小児科	米子市皆生二七二六一	平成八年四月三日
岸本歯科医院	鳥取市正蓮寺二二二一七	平成八年四月七日
北村歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富七一―一五三	平成八年四月八日
富長内科眼科クリニック	米子市東福原五丁目二二一九	平成八年四月十日
山名眼科医院	倉吉市昭和町二丁目一四三	平成八年四月十三日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二二	平成八年四月十四日
医療法人 寿生会 幃病院	鳥取市雲山五七	〃
さくら薬局	鳥取市立川町五丁目四一	平成八年四月一日
有限会社 あみはま薬局南町支店	鳥取市南町四三〇	〃
有限会社 あすなろ調剤薬局	米子市夜見町一九二四一四	〃
イヌイ調剤薬局	鳥取市吉方温泉四丁目七〇三	平成八年四月二日
鳥取県薬学総合センター 西部薬局	米子市車尾二二九五	〃
くすりのラブ倉吉店	倉吉市新町三丁目一〇八一六	〃
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜三五八一	〃
有限会社 山田薬局	米子市道笑町一丁目八	平成八年四月九日

鳥取県告示第二百七十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第一項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）の別表2の1（2）のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標 (平成十二年度)
千代川水系の 湖山池	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 〇・七九 mg/l 全 磷 〇・〇五六 mg/l

鳥取県告示第二百七十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社原徳チエーン本部	届出に係る建物の名称 ホックスーパーセンター皆生店	届出に係る建物の所在地 米子市皆生二六三〇外
------------------------	------------------------------	---------------------------

鳥取県告示第二百八十号

平成四年二月鳥取県告示第九十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の2の表中

園芸装飾	一万三千八百円	を
ビル設備管理 園芸装飾	一万三千八百円	に

改め、版下製作の項を削る。

鳥取県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事 長柄 正一 倉吉市谷二七九

〃 桑本 利雄 倉吉市鋤一三七

〃 田中 希弘 倉吉市鋤一五〇

〃 松井 裕巳 倉吉市別所三〇四

〃 伊垢離 禮正 倉吉市別所三四八

〃 伊垢離 鉄夫 倉吉市別所三一八

〃 三好 岩男 倉吉市別所四九五

〃 石田 幸人 倉吉市別所二九一

〃 安田 延臣 倉吉市尾原三〇九

〃 岡本 正夫 倉吉市尾原八五

〃 山根 幸男 倉吉市北面一七一

〃 井谷 充亘 倉吉市北面九四

〃 仲本 望助 倉吉市谷二九四一一

〃 宮川 孝信 倉吉市津原一九五

〃 田中 満 倉吉市谷一六四一一

〃 山崎 良延 倉吉市尾原六三四一一

平成八年三月二十七日退任

就任した役員の名及び住所

理事 桑本 利雄 倉吉市鋤一三七

〃 山根 幸男 倉吉市北面一七一

〃 長柄 正秋 倉吉市谷二七九

〃 田中 希弘 倉吉市鋤一五〇

〃 松井 裕巳 倉吉市別所三〇四

〃 松井 繁 倉吉市別所二八四一一

〃 伊垢離 鉄夫 倉吉市別所三一八

〃 三好岩男 倉吉市別所四九五
 〃 石田幸人 倉吉市別所二九一
 〃 安田延臣 倉吉市尾原三〇九
 〃 岡本正夫 倉吉市尾原八五
 〃 井谷充亘 倉吉市北面九四
 〃 仲本望助 倉吉市谷二九四一
 〃 宮川孝信 倉吉市津原一九五
 〃 田中満 倉吉市谷一六四一
 〃 山崎良延 倉吉市尾原六三四一三
 平成八年三月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が退任し、及び就任した届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
 理事 坂本好秋 八頭郡八東町大字中三〇〇
 〃 山本設男 八頭郡八東町大字北山二二二
 〃 大平安雄 八頭郡八東町大字用呂一〇四九
 〃 大平哲男 八頭郡八東町大字用呂三九三
 〃 宮城君昭 八頭郡八東町大字用呂一二七〇
 〃 矢部登貴平 八頭郡八東町大字用呂一二五六
 〃 山根重男 八頭郡八東町大字富枝一二二六

〃 山根隆信 八頭郡八東町大字富枝一二七
 〃 大久保昌夫 八頭郡八東町大字富枝二六七
 〃 田中文海 八頭郡八東町大字志谷七四九
 〃 小林勇 八頭郡八東町大字志谷六五七
 〃 川尻普 八頭郡八東町大字中一〇二八
 〃 藤田晴雄 八頭郡八東町大字用呂六一
 〃 藤田博道 八頭郡八東町大字用呂一一〇
 〃 山根弘己 八頭郡八東町大字用呂七五二
 〃 山根嘉久 八頭郡八東町大字富枝二七七
 〃 浜 豊 八頭郡八東町大字中一一七
 平成八年三月三十一日退任

就任した役員の氏名住所

理事 山本設男 八頭郡八東町大字北山二二二
 〃 西山征三 八頭郡八東町大字北山三九〇
 〃 田中文海 八頭郡八東町大字志谷七四九
 〃 小林勇 八頭郡八東町大字志谷六五七
 〃 川尻普 八頭郡八東町大字志谷六一
 〃 木村寛昌 八頭郡八東町大字富枝四六〇
 〃 大久保昌夫 八頭郡八東町大字富枝二六七
 〃 山根隆信 八頭郡八東町大字中二九二
 〃 森田一夫 八頭郡八東町大字中一〇九
 〃 藤田福男 八頭郡八東町大字中一〇二八
 〃 藤田晴雄 八頭郡八東町大字用呂一二五六
 〃 矢部登貴平 八頭郡八東町大字用呂一二五六
 〃 大平安雄 八頭郡八東町大字用呂一〇四九
 〃 山根弘己 八頭郡八東町大字用呂七五二

〃 大平 実 八頭郡八東町大字用呂四二二一
 監事 山根 嘉久 八頭郡八東町大字富枝二七七
 〃 坂本 好秋 八頭郡八東町大字中三〇〇
 〃 徳田 幸親 八頭郡八東町大字用呂一二五三
 平成八年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業長和田地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業上坪地区ため池等整備）に係る土地改良事業計

画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営水田営農活性化排水対策特別事業服部地区農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月二十二日から二十一日間
縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 九・六・一号布勢総合運動公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市桂見字東村土居

2 使用の部分 該当なし

鳥取県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六

十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 該当なし

鳥取県告示第二百八十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表鳥取西部農業協同組合の項中

余子支所

境港市竹内町

株式会社山陰

合同銀行境港支店

を

余子支所	境港市竹内町	株式会社山陰合同銀行境港支店
中浜支所	境港市財ノ木町	株式会社山陰合同銀行大篠津支店

に改め、

同表中浜農業協同組合の項を削る。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

平成八年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年四月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成八年四月二十六日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 平成八年度市町村明るい選挙推進協議会委員・シルバリーリーダー研修会の開催について

正 誤

平成八年三月二十九日付鳥取県公報第六千七百六十二号五頁下段終わりから一行目及び六頁上段一行目を削る。